

再生クラッシャーラン試験依頼時の注意事項

再生クラッシャーランの規格試験を受けるときは、過去 6 か月間の粒度の自主管理資料の提出が必要です。

自主管理資料の提出がない場合は試験を受けることができませんので、ご注意ください。

【自主管理資料】

月 1 回以上ふるい分け試験を行い、その結果を整理（グラフ及び試験状況写真）したもの。

【再生クラッシャーラン】

コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材、または当該骨材に補足材料（品質改善のために加える砕石、砂等）を混合したもので、再生クラッシャーランの所定の品質を有するもの。

●再生クラッシャーランの有効期限及び自主管理に関する規定

（「再生材の規格試験実施要領」より抜粋）

注 1) 粒度試験は年 2 回（6 か月間有効）行うが、それ以外の試験（修正 C B R, P I、すりへり減量）の試験は年 1 回（1 2 か月間）とする。

注 2) 粒度試験の際には、試験前の半年間の自主管理資料（ふるい分け試験による品質管理表、試験状況写真--それぞれ 1 回 / 月以上）を提出する。各試験機関は自主管理資料が規格を満足している事を、確認したのち試験を行う。